

## 黒石市起業移住支援補助金 Q & A

Q 1 補助金の条件となっている「特定創業支援等事業による支援を受ける」とはどういうことですか。

黒石市が行う創業セミナー（年5回）または（公財）21あおもり産業総合支援センターが実施する創業個別相談で、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目を含む創業支援を4回以上かつ1か月以上にわたり受講していただく必要があります。

4項目すべての知識を習得した方に申請に基づき黒石市が証明書を発行します。

Q 2 起業した日の基準はいつですか。

個人事業主は開業届に記載されている起業日、法人は法人の設立日を起業日としています。

Q 3 起業してから1年以上が経過し、新たに別事業を始めたいと考えていますが対象となりますか。

別事業であっても既に起業している方は対象となりません。

Q 4 個人事業者や法人が新たに法人を設立する場合は対象となりますか。

事業拡大となるため対象とはなりません。

Q 5 一度廃業していますが、再チャレンジの起業は対象となりますか。

既に起業をしたことがある方は対象となりません。この補助金は初めて起業する方を対象としています。

Q 6 事業の実施地を黒石市外で検討していますが対象となりますか。

対象となりません。黒石市内で事業活動を行うことが必要です。実際の拠点が黒石市外と見受けられる場合は対象となりません。

Q 7 事業を引き継ぐ場合は対象となりますか。

個人・法人問わず、これまでの事業基盤があるものを引き継ぐこととなるため対象となりません。

Q 8 1年以上前から事業を行っていましたが、開業届を提出していませんでした。対象となりますか。

対象となりません。基本的に個人事業主の方は開業届に記載されている起業日、法人にあっては法人の設立日を起業した日としておりますが、すでに営業を開始していた場合は営業実態もみます。

Q 9 移住者の対象となるのはどういった人ですか？

起業6か月前から補助金の実績報告書の提出期限までに市に転入し、かつ起業後2年以上黒石市に住所を有することが見込まれる方が対象です。ただし、転入する直前の3年間、黒石市に住所を有したことがないことが条件です。

Q 10 黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金との併用は可能ですか。

併用はできません。